



ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について

技術基準の種類:安全対策

通知日 :昭和61年4月25日

建設省経建発第92号の3

昭和61年4月25日

関係建設業者団体の長殿

建設省建設経済局長

ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について

建設工事の施工に伴う工所用資材等を運搬するダンプカーの過積載による違法運行の防止については、昭和56年8月29日付関係省庁申合せ等に基づき従来よりその徹底について御配慮を願っているところであるが、依然として、さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造（以下「さし枠の装着等」という。）を行っている事例が数多く見受けられる。

このような現況にかんがみ、先の申合せを引き続き推進するとともに、今般、当面の重点的な対策として関係省庁が別添のとおり「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」の申合せを行い、緊密な連絡のもとにこれらの対策を強力に推進することとした。

については、本対策に基づく下記事項の徹底について貴会の傘下会員に対し指導方お願いする。

記

1. さし枠装着車等には、工事現場等から発生する土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車等から土砂等の引き渡しを受ける等さし枠装着車等の使用を助長することのないよう、強力に指導すること。
3. 広報活動、自主パトロールの強化等により周知徹底を図るよう、指導すること。